

県立高等学校等における  
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和3年5月26日  
(令和4年12月23日改訂)  
茨城県立境高等学校

## 【目次】

はじめに	1
1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方について	1
(1) 手洗い	1
(2) マスクの着用	1
(3) 換気	2
(4) 清掃（消毒）	3
(5) 健康観察	3
(6) 出席の判断及び指導要録上の取扱い	4
(7) 感染者が出た場合の学校の対応	5
2 登下校について	5
3 学校での活動について	5
4 昼食について	6
5 給食について	6
6 部活動について	6
7 学校行事の実施について	6
8 儀式的行事について	7
9 ワクチン接種について	7
10 心のケアについて	7
11 教職員の勤務における留意点について	8
12 学びの保障について	8
13 学校において感染者が確認された場合の対応について	9
(1) 学校版チェックリストの作成について	9
(2) 生徒等からPCR検査等を受ける連絡があった場合の学校の聴取内容	9
(3) 検査結果が陽性と判定された後の高校教育課への報告について	9
(4) 学校において感染者が確認された場合の対応	9
(5) 新型コロナウイルス感染症に関連して、臨時休業をした場合の手続き等	10
【各様式等】	
資料1 県立境高等学校 チェックリスト	11
資料2 PCR検査等を生徒等が受けることになった場合の学校等の対応	12

## はじめに

本ガイドラインは、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8）（文部科学省）」（以下、「文科省衛生管理マニュアル Ver.8」とする。）および「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針」の変更等について」（令和4年11月29日付け、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）等に基づき、学校運営にあたっての留意点を示すものです。

なお、本ガイドラインは、今後の状況により、必要に応じて改訂、追加する場合があります。

### 1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方について

学校生活全般において、以下のことに留意するとともに、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密（①密閉空間②密集場所③密接場面）」を避ける行動、身体的距離を確保する行動、マスク着用について、ポスターを掲示するなどして、「新しい生活様式」の啓発及び実践に努めること。

また、生徒が、発達の段階に応じて、本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断してこれを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」（令和4年3月改訂 文部科学省）等を活用して指導すること。

#### (1) 手洗い

- ・流水と石けんでの手洗いを基本とする。
- ・洗面所に石けんを常備しておく。
- ・流水による手洗いができない場合などに、アルコールの手指消毒液を使用する。
- ・外から建物内に入る時、トイレの後、昼食の前後、共有のものを触ったとき等、こまめに行う。

#### (2) マスクの着用

- ・学校教育活動におけるマスクの着用に関する基本的な考え方

区分	基本的な考え方	備考
屋外	季節を問わず、マスクの着用は原則不要	人との距離(目安2m)が保てず、会話する場合は着用を推奨
屋内	距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合を除き、 <u>マスクの着用を推奨</u>	人との距離(目安2m)が保てて、会話をほとんど行わない場合は不要

- ・活動の態様や生徒の様子なども踏まえ、臨機応変に対応する。
- ・マスクの着用について、生徒の感染不安等の意見にも配慮を行った上で、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう取り組む。

#### マスクを着用する必要がない場合

##### ◆十分な身体的距離が確保できる場合

屋内：人との身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合

屋外：①人との身体的距離が確保できる場合

②人との身体的距離が確保できない場合であっても、会話をほとんど行わない場合

例)・離れて行う運動や移動

・屋外で行う校外学習等の教育活動

##### ◆気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日(熱中症等の健康被害が発生するおそれがある場合)

- ・マスクを外す際は、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症が命に関わる危険があることから、熱中症への

対応を優先する。

※生徒本人が暑さ等で息苦しいと感じた時は、本人の判断でも適切に対応できるよう指導する。

#### ◆体育の授業及び運動部活動

- ・運動時は、マスクの着用は必要ない。
- ・その際、「生徒の間隔を十分に確保する」、「こまめに換気を行う」等に留意する。  
※活動実施中以外の練習場所や更衣室等の共有エリアの利用時等は、マスクの着用を含めた感染対策が必要。

#### ◆登下校時

- ・季節を問わず、徒歩や自転車での通学では、マスクは原則不要。
- ・公共の交通機関及びスクールバス車内では、可能な限りマスクを着用する。
- ・熱中症リスクが高い夏場においては、熱中症対策を優先し、登下校時にマスクを外すよう指導する。

なお、これらの場面において、生徒のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、様々な理由からマスクの着用を希望する生徒に対しても適切に配慮し、熱中症リスクが高い夏場においては、生徒の体調の変化に十分注意すること。

### (3) 換気

- ・可能な限り常時、2方向の窓を開けておくこと（廊下側と窓側を対角に開ける方法が効果的）。窓を開ける幅は10～20cm程度を目安とするが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫をする。なお、廊下の窓を開けることも必要である。
- ・常時換気が難しい場合、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、数分間程度、2方向の窓を同時に全開にする（対角線上の窓を開けることが効果的）。
- ・窓のない部屋は、入り口を開ける、換気扇を用いるなどの対応をとる。
- ・体育館等の広い部屋でも、窓の開放等により換気を行う。
- ・冷暖房設備使用時においても、換気をする。
- ・学校環境衛生基準では、二酸化炭素は1,500ppm以下が望ましいとされているが、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言では、「新型コロナウイルス感染症拡大予防においては、学校についても、二酸化炭素濃度測定器を活用しながら、二酸化炭素濃度1,000ppm以下に維持することが望ましい」としていることから、十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気を目安としてCO<sub>2</sub>モニター等により二酸化炭素濃度を計測することも検討すること。
- ・昼食時には換気を強化するなど、生徒の活動の態様に応じた換気をする
- ・夏季は、熱中症対策として、換気による暑さ指数（WBGT値）の変化にも留意し、適切に冷房設備を使用する。
- ・冬季は、気温が下がり、窓開け等による常時換気が困難となることが想定されるため、サーキュレーターやHEPAフィルタ付空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講ずることも検討し、可能な限り十分な換気を確保すること。また、室温低下による健康被害が生じないように、生徒に温かい服装を心がけるよう指導する。学校内での保温・防寒目的の衣服の着用については柔軟に対応する。  
※「新型コロナウイルス感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について」（令和4年9月5日 保健体育課事務連絡）  
※「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について」（令和4年10月21日保健体育課事務連絡）

#### (4) 清掃（消毒）

一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により生徒の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。通常の子清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れる。

##### ① 普段の子清掃・消毒について

- ・床は、通常の子清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・机、椅子についても特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・教室やトイレ、その他教育活動を行った場所のうち、ドアノブ、手すり、スイッチなど、多くの生徒が触れる場所は、1日1回程度、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。または、清掃活動において家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行う。  
なお、生徒の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の子清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・器具、用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。
- ・ドア（ドアノブ含む）や水道蛇口などに触れる回数を減らす取り組み（ドアの開放、レバー蛇口への付替えなど）を進める。
- ・消毒を行うに当たっては、使用する製品の新型コロナウイルスへの有効性や安全性、使用方法等について、信頼できる情報源や取扱説明書等をよく確認の上、適切に行う。また、学校薬剤師等と連携して行う。
- ・次亜塩素酸ナトリウムの噴霧は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に行わないこと。

##### ② 感染者が発生した場合の消毒について

- ・学校薬剤師等と連携して消毒を行う。  
必ずしも専門業者を入れて施設全体を消毒する必要はなく、感染者が高頻度で触った物品を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は、遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液で消毒する。
- ・トイレについては、消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、遊離塩素液 100ppm（100mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液のいずれかを使用して消毒する。
- ・物の表面についたウイルスの生存期間は 24～72 時間程度とされていることから、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる。

#### (5) 健康観察

- ・家庭との連携により、毎朝の検温及び健康観察等を行う。
- ・生徒に発熱や咳等の症状がある場合には、学校に連絡して、自宅で休養させる。
- ・登校時に、「健康観察表」などを活用して、生徒の検温結果及び健康状態を確認する。
- ・登校後は、教室へ入る前に、検温（家庭で検温していない場合）、手洗い、手指の消毒等をする。
- ・登校後に、熱が通常より高い等の症状があり、感染が疑われる場合は、保護者に連絡して迎えに来てもらい自宅休養とする。その場合、他の生徒との接触を可能な限り避けられるように別室で待機させるなどの配慮をする。

## (6) 出席の判断及び指導要録上の取扱い

### ①感染が疑われる場合

- ・PCR検査等を受けた者・・・結果判明まで「出席停止」  
※十分に健康観察を行うこと

### ②感染者及び濃厚接触者が出た場合

- ・感染者（患者）・・・完治するまで「出席停止」  
※有症状患者は、発症から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合は8日目から登校可能。ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温などの健康状態の確認やマスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底について、保護者及び当該生徒に協力を求める。  
※無症状患者は、検体採取日から7日間経過した場合は8日目に解除（5日目の抗原検査で陰性の場合、6日目から登校可能。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温などの健康状態の確認やマスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底について、保護者及び当該生徒に協力を求める。

「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について」（令和4年9月9日 文部科学省）

- ・濃厚接触者の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して5日間（6日目解除）とする。ただし、2日目及び3日目の抗原検査で陰性が確認された場合、3日目から解除が可能である。ただし、7日間が経過するまでは、検温などの健康状態の確認やマスクを着用すること等、感染対策について保護者及び当該生徒に協力を求める。（令和4年7月27日付け保健体育課事務連絡）

### ③感染症に係るワクチン接種を受ける場合又はワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合（※「ワクチン接種と関連性が高いと認められる症状」とは、副反応としての発熱、頭痛、倦怠感）

- ・「出席停止」として記載する。

### ④登校前の検温で発熱がある場合、咳、喉の痛み等の風邪の症状がある場合

- ・「出席停止」として記録する。

### ⑤同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られるため登校を控える場合

- ・「出席停止」として記録する。

### ⑥ ①～⑤ではないが、保護者が感染を心配して休ませたいと申し出た場合

- ・欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明する。
- ・その上で、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないなどの取扱いもできる。
- ・判断に当たっては、生徒の学びが保障されるよう配慮する。

### ⑦出席停止等の取扱い

- ・出席停止の指示等を行った場合は、当該生徒が授業を十分に受けることができないことにより学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な措置を講じる。
- ・校長が「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入する際の合理的な理由の判断に当たっては、感染力の強い変異株がまん延している状況や、高齢者や基礎疾患のある方がいるなどの家庭・家族の状況などを踏まえること。  
※「新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについて」（令和3年9月10日 文部科学省）

※「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて」（令和3年10月1日 文部科学省）

### (7) 感染者が出た場合の学校の対応

- ・生徒や教職員の感染が確認された場合、設置者は、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについて、検討し判断する。
- ・学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とすることが考えられる。  
※学校内で感染が広がっている可能性が高い場合のイメージ（例）  
家庭内感染ではない感染者が複数発生  
感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで、近距離での接触があった
- ・上記以外の場合には学校教育活動を継続するが、状況に応じて感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を上げる工夫を考える。

#### 学級閉鎖の基準

- ① 同一の学級において複数の生徒の感染が判明した場合※
- ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ その他、設置者が必要と判断した場合

※同一学級において、複数の生徒の感染が確認された場合でも、その間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の生徒に感染が広がっているおそれがない場合は学級閉鎖を行う必要はない。（令和4年8月23日付け保健体育課事務連絡）

## 2 登下校について

- ・季節を問わず、徒歩や自転車での通学では、マスクは原則不要。（令和4年10月21日付け保健体育課事務連絡）
- ・公共の交通機関及びスクールバス車内では、可能な限りマスクを着用する。

## 3 学校での活動について

### (1) 授業

#### ①基本的な配慮

- ・感染症対策を講じたうえで、学習指導要領において示している学習活動を、可能な限り実施する。  
※感染状況に応じて、活動内容等を工夫する。

#### ②保健体育（体育）

##### (ア) 基本的な考え方

- ・全ての運動領域において、感染症対策を行った上で可能な限り実施する。
- ・マスクの着用は必要ない。

##### (イ) その他留意事項

「マスク着用の必要性」及び「水泳授業の取扱い」については、保健体育課（学校保健・安全担当）からの令和4年5月25日付け保体第326号「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月25日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）及び令和3年4月12日付け事務連絡「学校の水泳授業における感染症対策について」（令和3年4月9日スポーツ庁、文部科学省）を参考にし、各学校の実態に即して柔軟に取り組む。

### ③休み時間

- ・生徒本人に基本的な感染対策の考え方を十分理解させるとともに、感染防止意識を高めることができるよう指導を行う。

### ④清掃活動

- ・ほうきやモップ等、共用する用具の使用前後及び清掃終了後は、手洗いをを行う。

## 4 昼食について

- ・食事をする際は、座席配置の工夫や適切な換気の確保を講じた上で、飛沫を飛ばさないよう、大声での会話を控える。

※学校においては、感染状況等を踏まえて判断する。

## 5 給食について

### (1) マスク着用

給食の時間（配膳及び後片付け等）におけるマスクの着用は、くしゃみ又は咳の飛沫を防ぐ等、食品衛生上の危害の発生を防止するものであるため、必ず使用すること。

### (2) 手洗い

給食当番はもとより、生徒全員が給食前後に必ず流水と石けんでの手洗いを徹底すること。

### (3) 配膳等

- ・適切な換気の確保を行う。
- ・給食の配膳を行う給食当番や教職員に対し、配膳前に再度健康観察を行い、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。（下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無等）
- ・衛生的な服装を徹底する。（エプロン、三角巾、マスクの着用）

※学校給食法第9条学校給食衛生管理基準

### (4) 会食時

- ・会食は、座席配置の工夫や適切な換気の確保を講じた上で、飛沫を飛ばさないよう、大声での会話を控える。
- ・向かい合う座席にする場合にはパーティションを設けるなどの対応を行う。  
※学校においては感染状況等を踏まえて判断する。
- ・会食中は、マスクを外すため、机上にティッシュやハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。

## 6 部活動について

- ・各競技団体や文化芸術団体等が作成するガイドライン及び別途通知が発出されている場合は、その通知内容を基に活動内容を検討し、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。
- ・生徒の検温、健康観察を行い、風邪等の症状がある場合は参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。（指導者も同様）
- ・活動については、活動目的や活動内容及び計画について、生徒・保護者に十分な説明を行った上で実施するとともに、参加を強制しない。
- ・「茨城県部活動の運営方針」に準拠し、短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。

## 7 学校行事の実施について

### (1) 基本的な考え方

- ・基本的な感染対策を徹底し、可能な限り実施する。

### (2) 宿泊を伴う学校行事について



- ・修学旅行等の宿泊を伴う学校行事を計画する場合は、保護者に費用の合計にあわせて、キャンセルした場合に負担する費用について事前に説明して、理解を得た上で、業者と契約をする。
- ・修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の計画を変更する場合は、訪問先の自治体の状況を踏まえ、早い段階から、延期、日程の短縮、行き先の変更等、選択肢を広げて検討する。その際、参加予定のすべての保護者に連絡をして、理解を得た上で計画を変更する。

### (3) 修学旅行における感染症対策

- ・これまでに述べた感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて行う。
- ・その他、遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事を実施するに当たっても、上記手引きを参考にする。(一般社団法人日本旅行業協会「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第5版)」(令和3年11月22日)を参照)

## 8 儀式的行事について

入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、開校記念に関する儀式、新任式、離任式等の実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえた上で、感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応する。

## 9 ワクチン接種について

- ・ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されておらず、予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づくものである。
- ・身体的な理由や様々な理由によって接種することが出来ない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求める。
- ・生徒の予防接種歴を把握する必要がある際は、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者の同意を得ること、他の生徒に知られることのないような把握の方法を工夫することなどの個人情報としての取扱いに十分に留意する。
- ・教職員の安全を確保するとともに教職員から生徒への感染を防ぐ観点から、希望する教職員が接種を受けることは重要であることを考慮する。

## 10 心のケアについて

- ・学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、生徒の状況を的確に把握するとともに、学校医と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応していく。
- ・新型コロナウイルス感染症に関連したストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口(「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口等)を適宜周知する。
- ・新型コロナウイルスに関連して、登校しない日が数日続く生徒には、家庭訪問等を実施し早めに対応する。
- ・新型コロナウイルス感染に対する不安等で登校できない生徒に対しては、電話による相談だけでなく、オンライン会議システムにより生徒の顔を見ながら話をする等、ICTの活用を検討する。
- ・学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。その際、必要に応じ、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」や、教職員がプライバシー厳守で相談できるサービス

を紹介することも考えられる。

#### 11 教職員の勤務における留意点について

- ・教職員においては、生徒と同様、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用する。
- ・毎朝の検温や発熱や咳等の症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、発熱や咳等の症状が見られる場合は、自宅で休養する。
- ・教職員については、休みをとりやすい職場環境も重要である。具体的には、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の校務分掌について検討を進める

#### 12 学びの保障について

- ・臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続することが重要であり、感染の状況に応じて、地域や学校、生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる。
- ・一定の期間生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うことが重要である。
- ・学習指導を行う際には、感染の状況に応じて、地域や学校、生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導することが重要である。また、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握するようにする。さらに、課題を配信する際には、生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関連して学校を休むなどして、学習内容が定着していない生徒には、別途、個別の補講の実施や課題などで必要な措置を講じる。

### 13 学校において感染者が確認された場合の対応について

#### (1) 学校版チェックリストの作成について

- ① 県チェックリスト（[資料1](#)11 ページ）をもとに学校版チェックリストを作成する。
- ② 学校版チェックリストを活用して、学校における新型コロナウイルス感染症対策の取組を定期的に確認し、教職員や生徒が継続して感染症対策の徹底を図るようにする。

#### (2) 生徒等からPCR検査等を受ける連絡があった場合の学校の聴取内容（[資料2](#)12 ページ）

- ① 学校は、風邪の症状による場合と、感染者と接触した可能性がある場合などに分け、生徒がPCR検査等を受ける状況を考慮して、教職員（担任、教科担当、部活動顧問等）から聞き取りをする。
- ② 該当生徒のプライバシーに十分に注意・配慮する。

##### 【聴取内容】

- (1) 現在の症状（熱、咳などの症状の確認）
- (2) 発症からの経緯（いつから熱、咳などの症状があったか）
- (3) 同居家族の状況（祖父、祖母、父、母、兄弟等）
- (4) 校内での行動履歴（登校から下校までの授業、昼食場所、部活動の参加など）  
※検査日を含め3日前までの授業・学校行事・部活動等の状況

#### (3) 検査結果が陽性と判定された後の高校教育課への報告について

##### 【連絡内容】

##### 1 検査の結果判明後（医師から「みなし陽性」と診断された場合を含む）

- (1) 学校、学年（学科）、氏名、年齢、性別、居住市町村
- (2) 検査結果 ※ 陽性の報告のみとする。（受検報告及び陰性報告は不要）
- (3) 陽性の場合
  - ① 陽性者の概況
  - ② （新たに）自宅待機の対象となる生徒等の状況
  - ③ 臨時休業の期間・範囲（予定）
  - ④ 「新型コロナウイルス罹患に係る報告について」を電子メールで高校教育課に提出  
生徒：[資料3](#)（13 ページ）指導グループ宛（[shidou@edu.pref.ibaraki.jp](mailto:shidou@edu.pref.ibaraki.jp)）  
教職員：[資料4](#)（14 ページ）  
教員等：人事グループ地区担当管理主事宛  
事務職員等：管理グループ宛  
A L T：指導グループ宛

##### 2 電子メールで、検査結果「陽性」の報告をする際の留意点

- ・メールの題名に、「コロナ」と「報告」という語句を入れる。  
例：「新型コロナ報告」「コロナ陽性者報告、その1」「コロナ報告（水戸高校）」等
- ※「コロナ」は全角カタカナとする。
- ・別添エクセルファイルの背景色が黄色のマスに必要な事項を入力する。

#### (4) 学校において感染者が確認された場合の対応

学校で感染者が確認された場合、臨時休業の決定、保護者・生徒への連絡、校内の消毒などが重要となる。

##### ① 臨時休業の決定

- ・児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、直ちに臨時休業を行うのではなく、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、臨時休業の実施の必要性について検討する。（令和4年2月4日付け高教第2994号）

- ・学校は、臨時休業とする期間、範囲（学級、学年など）を決める。臨時休業は、最小限の範囲で検討する必要があるため、全校休業を行う場合は、高校教育課に相談する。
- ・臨時休業を行った際は、高校教育課へ授業停止報告書（資料5）を提出する。ただし、全校休業を行う場合は、人事グループ地区担当管理主事宛にも、併せて電子メールで送付する。

## ② 保護者・生徒への連絡

- ・学校は、緊急メール等で保護者への連絡について検討する。
- ・連絡する場合、プライバシーに配慮し、感染者の特定につながる情報（学級・学年等）は必要以上に伝えないように配慮する。
- ・学校は、休業期間に応じて、生徒に家庭学習で取り組む課題等を連絡する。
- ・学校は、一部の学級を臨時休業にする場合、該当学級の保護者のみに休業期間を連絡する。
- ・学校は、年度当初に、感染者が確認された場合の連絡方法や連絡内容などについて保護者に説明し、特に感染者のプライバシーの配慮について理解いただくようにする。

## ③ 新型コロナウイルス感染症による差別・偏見・いじめなどの防止

- ・感染者、濃厚接触者やPCR検査等を受けることになった生徒の心のケア及び差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならないよう十分な配慮・注意をする。
- ・医療従事者とその家族に対する偏見や差別が生じないように指導する。

## (5) 新型コロナウイルス感染症に関連して、臨時休業をした場合の手続き等

### ① 授業停止報告書の提出（資料5）15 ページ）

- ・茨城県県立学校管理規則の第9条に基づき、以下のとおり対応する。  
学級及び学年休業、全校休業を行う場合は、高校教育課（[shidou@edu.pref.ibaraki.jp](mailto:shidou@edu.pref.ibaraki.jp)）に電子メールで送付する。ただし、全校休業を行う場合は、人事グループ地区担当管理主事宛にも、併せて電子メールで送付する。

#### 【茨城県県立学校管理規則】

第9条 校長は、非常変災その他急迫の事情のため臨時に授業を行わなかったときは、直ちに次に掲げる事項を教育長に報告しなければならない。

- (1) 授業を行わなかった期日又は期間
- (2) 非常変災その他急迫の事情の内容
- (3) その他報告の必要があると認められる事項

### ② 臨時休業をした場合の授業日の設定

- ・臨時休業をした場合、校長判断で、必要に応じて、授業日を設定してもよい。
- ・臨時休業により、やむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続することが重要であり、感染の状況に応じて、地域や学校、生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる。

### ③ 「休業日変更届」について（資料6）16 ページ）

- ・休業日を授業日に設定した場合、県立学校管理規則第8条第4項（様式第3号）に基づき、資料6を提出する。
- ・資料6は、休業日を授業日にする日の10日前までに、人事グループ地区担当管理主事宛に電子メールで送付する。

## 県立高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 「県立境高等学校 チェックリスト」

記入日 令和 年 月 日

以下の項目について、定期的にチェックして、学校全体で感染症対策に取り組んでいます。

### 1 新型コロナウイルス感染症の正しい知識と理解

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の指導
  - ・LHR等で、新型コロナウイルス感染症対策について正しく理解できるように指導している。
- (2) 新型コロナウイルスの感染症対策の啓発
  - ・「正しいマスクの着用」「正しい手の洗い方」などの啓発用ポスターを教室等に掲示している。
  - ・学校における新型コロナウイルスの感染症対策を保健便り等で保護者・生徒に周知している。

### 2 学校における新型コロナウイルス感染症対策

ガイドラインをもとに、各項目で3密（密閉、密集、密接）を避ける等、適切な指導をしている。

- (1) 基本的な対策（手洗い、手指消毒、マスク着用、換気等）
- (2) 登校前（毎朝の検温、健康状態の確認等）
- (3) 登下校（公共の交通機関及びスクールバス利用の場合は、マスク着用等）
- (4) 各教科等（学習活動等の状況に応じた感染症対策）
- (5) 昼食（食事前の手洗い、大声での会話を控える、向かい合う席の配列に配慮する等）
  - ※給食は、配膳等の対応を含む
- (6) 部活動（活動内容、活動場所等の状況に応じた感染症対策）
- (7) その他（清掃活動における換気の徹底等）

### 3 環境整備

- (1) 職員室、会議室等の換気をしている。
- (2) エアコンの稼働時にも換気をしている。
- (3) 洗面台へ石けんを設置、教室等へ手指消毒液を設置している。
- (4) 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）を定期的に消毒している。

### 4 新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合の連絡体制等（体調が悪い生徒等への対応）

- (1) 専用の休養場所が確保してある。
- (2) 連絡体制ができている（管理職への情報集約、保護者との連絡）。

### 5 新型コロナウイルスの感染者が確認された場合の連絡体制等

- (1) 連絡体制ができている（管理職への情報集約、保護者との連絡）。
- (2) 感染者が確認された場合、教職員、保護者、県への報告方法・内容等が明確化してある。

### 6 生徒の心のケア等

- (1) 健康相談、カウンセラー等の支援、家庭訪問等を行う体制が整っている。
- (2) 感染者等が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならないよう十分な配慮・注意をしている。

### 7 その他

- (1) 暑い時期は、熱中症対策も十分に注意して授業等を実施している。
- (2) 教室の窓等を開放するため、貴重品を必ず持ち歩く等、貴重品の自己管理を徹底している。

PCR検査等を生徒等が受けることになった場合の学校等の対応（令和4年12月）

【生徒・教職員】

【学校（管理職が情報を集約する）】

PCR検査等を受けることが判明

1 事態の把握

- 生徒（教職員）への確認事項
- ・現在の症状
  - ・発症からの経緯
  - ・同居家族の状況
  - ・校内での行動履歴

※同居家族がPCR検査等を受ける場合、生徒・教職員は自宅待機として、健康観察をすることも考えられる。

2 PCR検査等の結果に応じた対応

《陰性の場合》

※高校教育課への報告は不要

- ① 発熱や咳等の症状で通院・検査して陰性の場合、快復後登校させてよい。なお、学校を休む間は出席停止とする。
- ② 感染の疑い（接触者等）で検査した場合、結果が判明する日まで出席停止とする。

【高校教育課】

- 学校からの報告
- ・教員等→人事グループ
  - ・事務職員等→管理グループ
  - ・生徒→指導グループ
  - ・ALT→指導グループ

《陽性の場合》

- (1) 高校教育課へ連絡
  - ① 報告書をメールで送付
  - ② 臨時休業の対応等
- (2) 学校の対応
  - ① 保護者・生徒との連絡
  - ② 校内の消毒（学校薬剤師等に相談して実施）

《陽性の場合》

- ・臨時休業の期間等を決定
- ・学校からの報告を記録
- ・関係部局と情報共有等

【生徒の出席停止】

- ・本ガイドライン4ページを参考にする。

3 臨時休業等の対応

- (1) 生徒・保護者へ緊急メール等で連絡（臨時休業の有無等）
- (2) 生徒への対応（感染者・PCR検査等を受けた生徒を含む）
  - ・心のケア
  - ・いじめ防止
  - ・家庭学習（課題等）
- (3) 学びの保障への対応